

東金市市有地公募売却 一般競争入札案内書

入札物件

・ 東金市家徳80番61

入札参加受付期間

令和8年1月5日（月）から令和8年2月4日（水）まで

お問い合わせ先

財政課管財係 0475-50-1208

目次

第1 市有地公募売却一般競争入札の概要.....	1
1 全体の流れ	1
2 土地調書	2
土地調書	2
(1) 入札参加申込み	4
(2) 入札当日	4
(3) 落札決定後	4
第2 市有地公募売却一般競争入札要領.....	5
1 入札参加者の資格	5
2 売却の主な条件（契約上の特約）	5
3 入札の参加申込み	6
(1) 入札参加申込み	6
(2) 受付期間	6
(3) 提出先及び時間	6
(4) 一般競争入札参加者の決定	6
(5) 入札参加申込みの留意事項	6
(6) 提出書類一覧	6
ア 個人で申込みの場合	6
イ 法人で申込みの場合	7
ウ 留意事項（個人・法人共通）	7
4 入札方法	7
(1) 入札の日時・場所	8
ア 入札日	8
イ 入札時間	8
ウ 入札受付場所	8
エ 入札会場	8
(2) 入札の参加者	8
(3) 入札方法等	8
(4) 入札の未入札	8
(5) 入札の無効	8
5 入札日の持参品と流れ	9
(1) 持参品	9
(2) 流れ	9
6 契約の締結	9
7 売買代金等の支払方法	10
(1) 売買代金の全額を1回で支払う方法	10
(2) 契約保証金を支払う方法	10

8 所有权の移転	10
9 落札者決定後の流れ	11
(1) 売買代金の全額を1回で支払う場合	11
(2) 契約保証金で支払う場合	11
10 地方自治法施行令（抄）	12
11 入札参加申込書提出先・入札会場 案内図	13
12 売買契約書（参考）	14
第3 様式（記入例）	19
第1号様式	19
第4号様式	20
第5号様式	23

第1 市有地公募売却一般競争入札の概要

1 全体の流れ

市が定めた最低売却価格以上で、かつ最高価格により入札した方を落札者として決定します。入札にあたっての詳細は、本案内書「第2 市有地公募売却一般競争入札要領」をご覧ください。

1. 物件の確認

土地調書によりご確認ください。その他必要な事項がある場合は、関係機関にお問い合わせをしていただき確認してください。



2. 参加受付

購入希望者は、本案内書に添付の市有地公募売却一般競争入札参加申請書等の提出書類を提出先に持参してください。

受付期間 令和8年1月5日（月）から令和8年2月4日（水）まで

※他者の入札参加申込み状況をお答えすることはできません。



3. 入札会開催の通知及び入札日

申込みをされ応募資格が認められた方に「市有地公募売却入札会開催通知書」を送付いたします。この通知書は入札日当日に必ずご持参ください。

入札日 令和8年3月4日（水）



4. 契約の締結

令和8年3月13日（金）までに売買契約を締結していただきます。契約を締結されない場合には落札は無効となります。



5. 代金の支払

契約締結日までに、全額一括して支払う方法と契約保証金として契約額の100分の10を支払った上で契約書の取り交わしをした日から30日以内に残金を支払う方法があります。支払方法の詳細は「7 売買代金等の支払方法」をご参照ください。



6. 所有権移転

売買代金の完納後、市が所有権移転登記を行います。登記に必要な登録免許税は購入者の負担となります。登記の手数料はかかりません。

2 土地調書

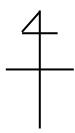
土地調書

所 在 地	東金市家徳字中南80番61			権 利	所有権				
登 記 地 積	138.86m ²			登 記 地 目	宅地				
道路と敷地の関係	市道に接道			形 状	明細図のとおり				
最 低 売 却 価 格	2,041,000円								
都 市 計 画 等 の 制 限	区 域 区 分	区域区分非線引きの都市計画区域							
	用 途 地 域	用途地域の指定のない区域							
	建 べ い 率	60%	容 積 率	200%					
	防 火 指 定	なし							
	そ の 他	建築基準法第22条指定区域							
私 道 負 担 等 に 関 す る 事 項	私道負担の有無	なし	負担の内容						
	道路後退の有無	なし	負担の内容						
供 給 处 理 施 設 等 の 問 合 せ 先	電 気	各小売電気事業者へお問い合わせください。							
	ガ 斯	東金市ガス課			0475-52-2408				
	上 水 道	山武郡市広域水道企業団業務課			0475-55-7853				
	下 水 道	公共下水道の区域ではありません。							
契 約 条 件	<ul style="list-style-type: none"> ・売却面積については登記簿面積となります。 ・本物件は現状での引渡しとなります。 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に使用できません。 ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する使用はできません。 								
留 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・本物件敷地内外に位置する工作物（擁壁・側溝等）、供給設備等の補修・移設・撤去・再築造・樹木の剪定等の費用負担、隣接地権者との協議について、東金市は対応いたしません。 ・契約にかかる諸費用は、契約者の負担となります。 ・上水道の引込みはありますが、加入金等について別途費用がかかります。 ・都市ガスの引込みがあります。 ・本地は公共下水道が未整備のため、合併処理浄化槽を設置する必要があります。 ・地盤調査、地質調査は行っておりません。 ・その他必要な事項がある場合は関係機関に問い合わせの上確認をしてください。 								

周辺図



方位



物件
位置

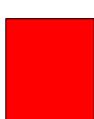
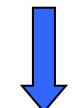


写真
撮影方向



地番図



物件写真



(1) 入札参加申込み

詳細は「3 入札の参加申込み – (6) 提出書類一覧」参照。

	個人	法人
①	市有地公募売却一般競争入札参加申請書（第1号様式）	
②	印鑑登録証明書	印鑑証明書
③	誓約書（第2号様式）	
④	暴力団排除に関する誓約書（第3号様式）	
⑤	委任状（第4号様式）※委任する場合のみ。	
⑥	納税証明書（令和6年度分） ・市町村民税・都道府県民税	納税証明書（令和6年度分） ・契約行為を行う会社の所在地 に応じて法人市民税、法人事業 税又は法人税
⑦	住民票	登記事項証明書

(2) 入札当日

詳細は「5 入札日の持参品と流れ – (1) 持参品」参照。

	個人	法人
①	市有地公募売却入札会開催通知書	
②	封かんされた入札書	
③	委任状※委任する場合のみ。既に提出済みの場合は不要。	

(3) 落札決定後

詳細は「9 落札者決定後の流れ」参照。

落札者決定後に改めてご案内させていただきます。

第2 市有地公募売却一般競争入札要領

1 入札参加者の資格

個人、法人を問わず以下の①から⑤の条件に該当する方が申込みできます。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない方（本要領「10 地方自治法施行令（抄）」参照）
- ② 売買代金の支払ができる方
- ③ 次に掲げる税の滞納がない方
 - ア 個人については前年度の市町村・都道府県民税の滞納がない方
 - イ 法人については契約行為を行う本店又は支店、営業所の所在地により、市内業者にあっては前年度の法人市民税、県内業者（市内業者を除く。）にあっては前年度の法人事業税、県外業者にあっては前年度の法人税の滞納がない方
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する方、以外の方であって、次のいずれにも該当しない方
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - イ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその役職員又は構成員に該当しない方

2 売却の主な条件（契約上の特約）

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途には使用できません。
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途には使用できません。

- ③ 現状による売却になりますので、植木等を含めた土地の引渡しとなります。

3 入札の参加申込み

(1) 入札参加申込み

入札参加希望者は、「市有地公募売却一般競争入札参加申請書」等の提出書類を提出先に持参してください（持参されたときに提出書類の確認をいたします。）。

※参加申込みを行わないと入札に参加できません。

(2) 受付期間

令和8年1月5日（月）から令和8年2月4日（水）まで

(3) 提出先及び時間

東金市役所 第一庁舎2階 総務部財政課管財係

午前8時30分から午後5時まで（土日祝日を除く。）

(4) 一般競争入札参加者の決定

入札参加申請を受付された方には、「市有地公募売却入札会開催通知書」を郵送します。この通知書は入札日に必ず持参してください。

※令和8年2月25日（水）までに届かない場合はお問い合わせください。

(5) 入札参加申込みの留意事項

① 本入札の落札者で契約の辞退をされた場合は、契約を辞退した日から2年間、市有地公募売却への入札参加資格が停止されます。

② 現地説明会は行いませんので、入札参加者は事前に本案内書の土地調書により現地を確認していただくとともに、その他必要な事項がある場合は関係機関にお問い合わせ確認の上、申込みをしてください。

③ 申込申請書類は楷書で記入してください。記入間違いや不備などは無効となる場合があります。

④ 他者の入札参加申込み状況をお答えすることはできません。

(6) 提出書類一覧

個人または法人の申込みに応じて次の書類を提出してください。なお、共有者が二人以上（申請者を含めて三人以上）になる場合は、別にご案内しますのでお問い合わせください。また、参加申込みが個人と法人である場合は、それぞれに応じた書類の提出をお願いします。

ア 個人で申込みの場合

① 市有地公募売却一般競争入札参加申請書（第1号様式）

② 印鑑登録証明書

市有地公募売却一般競争入札参加申請書（第1号様式）に押印した証明書を提出してください。共有者がいる場合は共有者の証明書も提出してください。

③ 誓約書（第2号様式）

共有者がいる場合は共有者の分も提出してください。

- ④ 暴力団排除に関する誓約書（第3号様式）
共有者がいる場合は共有者の分も提出してください。
 - ⑤ 委任状（第4号様式）
代理人を立てる場合のみ提出してください。
 - ⑥ 納税証明書
令和6年度分の市町村民税・都道府県民税に係る納税証明書を提出してください。
 - ⑦ 住民票
申請者及び共有者の住民票を提出してください。
- イ 法人で申込みの場合
- ① 市有地公募売却一般競争入札参加申請書（第1号様式）
 - ② 印鑑証明書
市有地公募売却一般競争入札参加申請書（第1号様式）に押印した証明書を提出してください。共有者がいる場合は共有者の証明書も提出してください。
 - ③ 誓約書（第2号様式）
共有者がいる場合は共有者の分も提出してください。
 - ④ 暴力団排除に関する誓約書（第3号様式）
共有者がいる場合は共有者の分も提出してください。
 - ⑤ 委任状（第4号様式）
代理人を立てる場合のみ提出してください。
 - ⑥ 納税証明書
契約行為を行う本店、支店又は営業所の所在地に応じて、次のいずれかの令和6年度分の納税証明書を提出してください。
 - ・市内 法人市民税
 - ・県内 法人事業税
 - ・県外 法人税
 - ⑦ 登記事項証明書
申請者及び共有者の登記事項証明書を提出してください。
- ウ 留意事項（個人・法人共通）
- ① 提出された書類は返却しません。
 - ② 委任する場合、他の申請者から既に委任を受けている方に委任することはできません。
 - ③ 各証明書は申請日の3ヶ月以内に発行されたものとします。

4 入札方法

一般競争入札により、東金市が事前に定めた最低売却価格以上でかつ最高額で入札をした方を落札者とします。

(1) 入札の日時・場所

ア 入札日

令和8年3月4日（水）

イ 入札時間

午前10時に実施します。「市有地公募売却入札会開催通知書」でお知らせします。

ウ 入札受付場所

東金市役所 第一庁舎2階 202会議室

入札の受付時間については「市有地公募売却入札会開催通知書」でお知らせいたします。入札時間になると会場を閉鎖し、それ以降の入場は認められませんので余裕をもってお越しください。

エ 入札会場

東金市役所 第一庁舎2階 201会議室

(2) 入札の参加者

入札には、市有地公募売却入札会開催通知書に記載された本人又は代理人が参加することができます。代理人が入札に参加する場合は、委任状（第4号様式）が必要となります。

(3) 入札方法等

① 入札参加者は、予め所定の入札書（第5号様式）に必要な事項を記入・押印・封かんの上、入札会場に入室したときに所定の入札箱に投函していただきます。封かんは、入札書1枚につき、1つの封筒でお願いします。

② 投函された入札書は、その理由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取り消しを行うことはできません。

③ 開札は開札時間になったときに入札者の面前で行います。

④ 入札の回数は1回とし、再度の入札は行いません。

⑤ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

(4) 入札の未入札

入札参加者が、入札開始日時までに入札書等の提出を行わなかった場合は、未入札として取り扱うものとします。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

① 参加資格の無い者が行った入札

② 委任状を持参しない代理人の行った入札

③ 同一の物件について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札

④ 入札金額が最低売却価格に満たない入札

⑤ 記載事項の不明な入札又は記名押印のない入札

⑥ 金額を訂正した入札又は意思表示が不明瞭な入札

- ⑦ 同一の物件について2通以上の入札をしたもの
- ⑧ 入札に関し不正行為のあった入札
- ⑨ その他入札条件に違反した入札

5 入札日の持参品と流れ

(1) 持参品

- ① 市有地公募売却入札会開催通知書

入札参加資格が認められた方には、「市有地公募売却入札会開催通知書」を送付いたしますので、ご持参ください。

- ② 封かんされた入札書

入札金額等を記入した入札書を封筒に入れ、糊付けしたものを持参してください。

- ③ 委任状

代理人が入札に参加する場合に必要となります。なお、既に委任状を提出している場合は不要です。

(2) 流れ

- ① 入札受付（必要書類の確認）

- ・市有地公募売却入札会開催通知書
- ・封かんされた入札書
- ・代理人の方は、委任状（既に提出済みの場合は不要。）

- ② 入札

- ・受付後に入札会場に入室し、封かんされた入札書を入札箱に投函してください。

- ③ 開札

- ・開札時間になったときに入札者の面前で開札します。
- ・市が事前に定めた最低売却価格以上で、かつ最高価格により入札した方を落札者として決定します。

6 契約の締結

- ① 落札者には入札終了後、契約に必要な書類をお渡します。
- ② 売買契約書の取交しは、売買代金または契約保証金をお支払いただいた上で、納入通知書兼領収書の原本と落札者の押印がある売買契約書を提出された後に行います。
- ③ 売買契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担となります。2部ある契約書のうち、1部に収入印紙を貼ってください。

売買代金	収入印紙の額
100万円を超える500万円以下のもの	1000円

- ④ 東金市が押印した売買契約書は、買受者が押印した売買契約書を受領した後に押印し、所有権移転登記が完了した後にお渡しします。ただし、契約保証金による支払の場合は、契約保証金の支払があった後に東金市が押印した売買契約書をお渡しします。

7 売買代金等の支払方法

売買代金の支払は、売買代金の全額を1回で支払う方法と、契約保証金により2回に分けて支払う方法の2つがあります。市有地公募売却一般競争入札参加申請書の提出時に支払方法を選択して申し込みを行ってください。なお、これら以外の方法による売買代金の支払は認められません。

(1) 売買代金の全額を1回で支払う方法

- ① 売買代金の支払は、東金市が発行する納入通知書により、金融機関でお支払いただきます。
- ② 納入通知書は入札日に落札者へお渡しし、その支払期日は令和8年3月13日(金)になります。
- ③ 支払期日までにお支払いただけない場合は、落札者としての資格を失うとともに、支払期日から2年間、市有地公募売却への入札参加資格が停止されます。

(2) 契約保証金を支払う方法

- ① 契約保証金は売買代金の100分の10を乗じた額とし、その額は売買代金に充当します。
- ② 契約保証金の支払は、東金市が発行する納入通知書により、金融機関でお支払いただきます。
- ③ 納入通知書は入札日に落札者へお渡しし、支払期日は令和8年3月13日(金)になります。
- ④ 支払期日までにお支払いただけない場合は、落札者としての資格を失うとともに、支払期日から2年間、市有地公募売却への入札参加資格が停止されます。
- ⑤ 残りの売買代金の支払期日は、契約書を取り交わした日から30日以内になります。なお、支払期日までにお支払いただけない場合、契約保証金は市に帰属するものとします。ただし、やむを得ない理由があると市が認めた場合はこの限りではありません。

8 所有权の移転

- ① 売買代金が完納されたときに所有権が移転するものとし、同時に土地の引渡しがあったものとします。
- ② 所有権の移転登記は、売買代金完納後、東金市が行います。
- ③ 所有権移転登記に必要な登録免許税は、買受者の負担となります。

9 落札者決定後の流れ

(1) 売買代金の全額を1回で支払う場合

- ① 契約に必要な書類の引渡し（東金市 ⇒ 落札者）
 - ・契約書2部
 - ・売買代金の納入通知書
 - ・登録免許税の試算額提示
- ② 契約書への押印等（落札者）
 - ・契約書へ収入印紙の貼付け及び消印（1部のみ）
 - ・契約書への押印（2部とも）
 - ・納入通知書による支払
 - ・登録免許税用の収入印紙購入（貼付け不要）
- ③ 押印済みの契約書等の提出（落札者 ⇒ 東金市）
 - ・押印済みの契約書2部
 - ・登録免許税用の収入印紙
 - ・納入通知書兼領収書の原本（コピーした後返却します。）
- ④ 所有権移転登記（東金市）※概ね1週間から2週間
- ⑤ 契約書及び登記識別情報通知の引渡し（東金市 ⇒ 落札者）
 - ・東金市役所で書類の引渡し及び受領書へのサインをしていただきます。

(2) 契約保証金で支払う場合

- ① 契約に必要な書類の引渡し（東金市 ⇒ 落札者）
 - ・契約書2部
 - ・契約保証金の納入通知書
 - ・登録免許税の試算額提示
- ② 契約書への押印等（落札者）
 - ・契約書へ収入印紙の貼付け及び消印（1部のみ）
 - ・契約書への押印（2部とも）
 - ・納入通知書による支払（契約保証金）
- ③ 押印済みの契約書等の提出（落札者 ⇒ 東金市）
 - ・押印済みの契約書2部
 - ・納入通知書兼領収書の原本（コピーした後返却します。）
- ④ 押印済みの契約書等引渡し（東金市 ⇒ 落札者）
 - ・押印済みの契約書1部
 - ・売買代金残額の納入通知書
- ⑤ 売買代金残額の支払等（落札者）
 - ・納入通知書による支払
 - ・登録免許税用の収入印紙購入（貼付け不要）
- ⑥ 納入通知書兼領収書の原本等の提出（落札者 ⇒ 東金市）

- ・売買代金残額の納入通知書兼領収書の原本（コピーした後返却します。）
 - ・登録免許税用の収入印紙
- ⑦ 所有権移転登記（東金市）※概ね1週間から2週間
- ⑧ 登記識別情報通知の引渡し（東金市 ⇒ 落札者）
- ・東金市役所で書類の引渡し及び受領書へのサインをしていただきます。

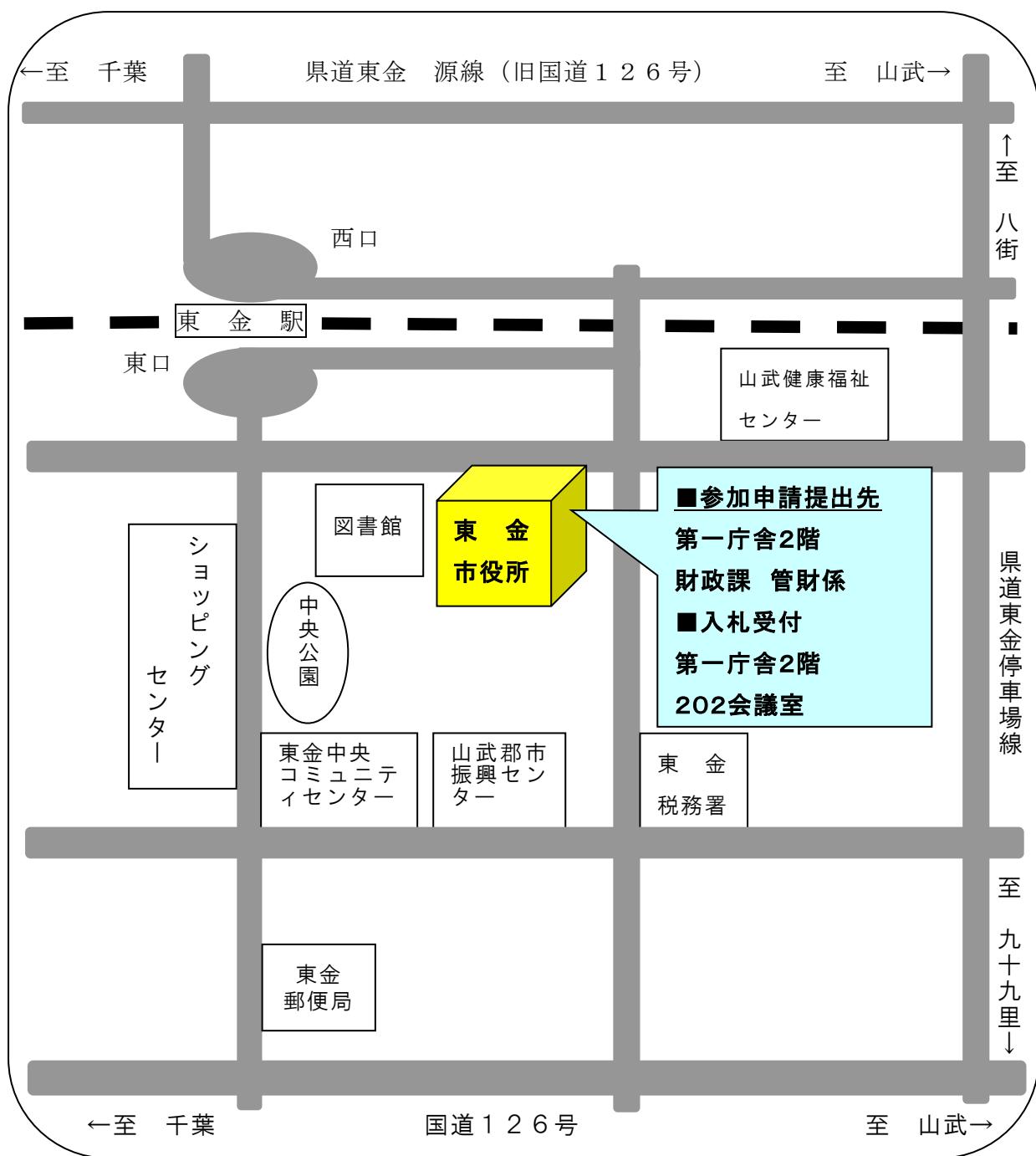
10 地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

1.1 入札参加申込書提出先・入札会場 案内図



入札参加申請書提出先・問い合わせ先

東金市総務部財政課管財係（第一庁舎2階）

〒283-8511 東金市東岩崎1番地1

電話 0475-50-1208（直通）

入札受付

東金市役所 第一庁舎2階 202会議室（財政課前）

1 2 売買契約書（参考）

市有財産売買契約書（案）

売扱人東金市（以下「売扱人」という。）と買受人（以下「買受人」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 売扱人は、その所有する次の市有財産（以下「売買物件」という。）を、現状有姿のまま買受人に売り渡し、買受人は、これを買い受ける。

所 在	地 番	地 目	地 積 (m ²)
東金市家徳字中南	80番61	宅地	138.86

（売買代金）

第2条 売買代金は、金円とする。

（契約保証金）

第3条 買受人は、本契約締結までに、契約保証金として金円を売扱人に納付しなければならない。

2 売扱人は、買受人が第5条に定める義務を履行したときは、前項に定める契約保証金を前条の売買代金に充当するものとする。

3 第1項の契約保証金には、利息を附さないものとする。

4 第1項の契約保証金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

5 買受人は、第1項の契約保証金の納付に合わせて第5条に規定する差額代金を支払うことができる。

（契約保証金の帰属）

第4条 売扱人が、売買物件の引渡しまでに第15条第1項又は第2項の規定により本契約を解除したときは、前条第1項の規定により納付された契約保証金（以下「契約保証金」という。）は、売扱人に帰属するものとする。ただし、売扱人がやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りではない。

（代金の支払等）

第5条 買受人は、第2条に定める売買代金と第3条第1項に定める契約保証金との差額（以下「差額代金」という。）を売扱人の発行する納入通知書により、売扱人が指定する日（以下「納期限」という。）までに一括して東金市指定金融機関等に納付しなければならない。

（遅延利息）

第6条 買受人は、差額代金を納期限までに納付できないときは、あらかじめ売扱人に届け出をし、その承認を得るものとする。

2 買受人は、差額代金を納期限までに納付しないときは、納期限の翌日から納付したまでの日数につきその金額に年2.8%の率（年当たりの率は、閏年の日を含む期間に

ついても、365日当たりの率とする。) を乗じて計算した額を遅延利息(当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)として、売払人の発行する納入通知書により、一括して東金市指定金融機関に納付しなければならない。ただし、遅延利息の金額が100円未満であるときは、これを切り捨てるものとする。

(所有権の移転及び売買物件の引き渡し)

第7条 売買物件の所有権は、売払人が差額代金及び遅延利息(前条第2項の規定に該当する場合に限る。)の納付を受けたときに、売払人から買受人に移転する。

2 売払人は、前項の規定による所有権移転後に、売買物件を引渡し時の現状で買受人に引き渡す。

3 買受人は、売買物件の引渡しを受けたときは、売払人の定めるところにより、直ちに受領書を売払人に提出しなければならない。

4 買受人は、売買物件に含まれる工作物等が現状で引き渡されることを十分に理解し、これを使用する場合において必要となる、修繕や整備、安全性の確保については自らの負担と責任において行うものとする。

(所有権の移転登記等)

第8条 買受人は、前条第1項の規定により売買物件の所有権が移転した後、速やかに、売払人に対し所有権移転の登記を請求するものとする。

2 売払人は、前項の買受人の請求により、遅滞なく所有権移転の登記を所轄法務局に嘱託するものとする。

3 売買物件の所有権移転の登記に要する費用は、買受人の負担とする。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

第9条 買受人は、本契約の締結日から10年間、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は売買物件にかかる賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を第三者に取得させてはならない。

(風俗営業等の禁止)

第10条 買受人は、本契約の締結日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、及び第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、若しくはこれらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し、又は売買物件にかかる賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を第三者に取得させてはならない。

(実地調査等)

第11条 売払人は、第9条及び第10条に定める義務の履行状況を確認するため、必要があると認めるときは、売買物件を実地に調査し、又は買受人から所要の報告を求める

ことができる。

- 2 買受人は、売扱人から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を売扱人に報告しなければならない。
- 3 買受人は、正当な理由なく前2項に定める実地調査等を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第12条 買受人は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として売扱人に支払わなければならない。

- (1) 前条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の10に相当する額
 - (2) 第9条又は第10条に定める義務に違反したときは、売買代金の100分の30に相当する額
- 2 前項の違約金は、第15条第4項、第17条第4項及び第18条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(危険負担)

第13条 本契約締結の日から売買物件の引き渡しの日までの間において、売扱人の責めに帰すことのできない理由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、買受人が負担する。

(契約不適合責任)

第14条 買受人は、引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合(以下「契約不適合」という。)であっても、売扱人に対し目的物の修補の請求、売買代金減額の請求、損害賠償の請求又は契約解除、その他一切の請求をすることができない。

- 2 買受人が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に定める消費者に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、買受人は契約不適合の目的物の修補の請求のみをすることができる。
- 3 前項の請求の金額は売買代金を超えることはできない。
- 4 買受人は、売買物件の引渡時から2年以内に売扱人に対し契約不適合である旨を通知しないときは、第2項の請求をすることができない。ただし、売扱人が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

(契約の解除)

第15条 売扱人は、買受人が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

- 2 売扱人は、買受人が第9条の規定に違反したとき、又は買受人が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告なしに本契約を解除することができる。
 - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が暴対法

第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 売扱人は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより買受人に生じた損害について、何らの賠償又は補償をすることを要しない。

4 買受人は、売扱人が第2項の規定により本契約を解除した場合において、売扱人に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（返還金）

第16条 売扱人は、本契約を解除したときは、収納済みの売買代金を買受人に返還するものとする。ただし、第4条の規定により契約保証金を市に帰属させる場合は、収納済みの売買代金から契約保証金に相当する額を差し引いた金額を返還するものとする。

2 前項の返還金には利子を付さない。

3 売扱人は、本契約を解除したときは、買受人が負担した第19条に定める契約等の費用、売買物件に支出した必要費及び有益費その他一切の費用は償還しない。

4 売扱人は、第1項の規定により売買代金を返還する場合において、買受人が第12条に定める違約金又は第15条第4項、第17条第4項若しくは第18条に定める損害賠償金を売扱人に支払うべき義務があるときは、売扱人は違約金又は損害賠償金に相当する金額を当該返還金の全部又は一部と相殺することができる。

（買受人の原状回復義務）

第17条 買受人は、第15条第1項又は第2項の規定により本契約を解除されたときは、売扱人の指定する期日までに売買物件を原状に回復して売扱人に返還しなければならない。ただし、売扱人が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状で返還することができる。

2 買受人は、前項の規定により売買物件を売扱人に返還するときは、売扱人の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を売扱人に提出しなければならない。

3 第1項の規定により返還された売買物件において、買受人所有の残置物があるとき、買受人は、その所有権を放棄したものとみなし、売扱人において当該残置物を処分しても買受人は異議を述べない。

4 買受人は、第1項ただし書の規定により現状で返還された売買物件が滅失又はき損していると売扱人が認めるときは、その損害賠償として契約解除時の時価により算定された減損額に相当する金額を売扱人に支払わなければならない。また、買受人の責に帰すべき事由により売扱人に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を売扱人

に支払わなければならない。

(損害賠償)

第18条 売扱人は、買受人が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。

(契約等の費用)

第19条 本契約の締結及び履行等に関する必要な一切の費用は、すべて買受人の負担とする。

(信義則)

第20条 売扱人買受人両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第21条 本契約に関し疑義があるときは、売扱人買受人協議の上決定する。

(管轄裁判所)

第22条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴訟等については、売扱人の事務所の所在地を管轄する千葉地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

東金市東岩崎1番地1
売扱人 東金市
東金市長 鹿間 陸郎 印

買受人 住 所
氏 名

第3 様式（記入例）

第1号様式

令和 年 月 日

（あて先） 東金市長

市有地公募売却一般競争入札参加申請書

申請者

住所又は所在地	東金市東岩崎1番地1	実印
氏名又は商号名称及び代表者名 (共有代表者)	東金 太郎 (持分1/2)	
電話番号	0475-50-1208	

住所、氏名、電話番号をご記入のうえ、実印を押印してください。

共 有 者 ※共有で参加申請する場合は、共有者を記入してください。

住所又は所在地	東金市東岩崎1番地1	実印
氏名又は商号名称及び代表者名	東金 花子 (持分1/2)	
電話番号	0475-50-1208	

共有で参加する場合、共有者の住所、氏名、持分割合、電話番号をご記入のうえ実印を押印してください。

市有地公募売却一般競争入札要領に記載する内容を理解しに執行される下記の市有地公募売却一般競争入札の参加を事実と相違のないことを誓約します。

また、入札参加資格等の調査を市が行うことを承諾します。

記

入札物件所在地	東金市家徳字中南80番61	
売買代金の支払方法 ※どちらかに☑	<input checked="" type="checkbox"/> 全額支払	<input type="checkbox"/> 契約保証金支払

- 注 1. 本申請書に使用する印鑑は、印鑑登録されたもの
2. 共有者がある場合には各々の持ち分を氏名の後ろに

支払方法の詳細は「7 売買代金等の支払方法」をご参照ください。

委任状

令和 年 月 日

(あて先) 東金市長

委任者

住所又は所在地	委任者の記入については次ページの記入方法を参照の上、記入してください。	
氏名又は商号名称及び代表者名		
電話番号		

※共有による委任の場合は共有者を記入してください。

住所又は所在地		委任者印(実印)
氏名又は商号名称及び代表者名		
電話番号		

私は、次の者を代理人と定め、令和8年3月4日に執行される市有地公募売却一般競争入札に関する一切の代理人の住所、氏名、電話番号を記入してください。

代理人

住所	東金市東岩崎1番地1	代理人印
氏名	東金 一郎	
電話番号	0475-50-1208	

代理人の印は認印で可。入札書の代理人欄の印と合わせてください。

委任状の委任者欄の記入例

◆単独（個人）による委任の場合

委任者

住所又は所在地	東金市東岩崎1番地1	委任者印（実印）
氏名又は 商号名称及び代表者名	東金 太郎	
電話番号	0475-50-1208	太郎 実印

◆単独（法人）による委任の場合

委任者

住所又は所在地	東金市東岩崎1番地1	委任者印（実印）
氏名又は 商号名称及び代表者名	〇〇株式会社 代表取締役 東金 太郎	
電話番号	0475-50-1208	法人 実印

◆共有による委任の場合（持分割合を明記してください。）

委任者

住所又は所在地	東金市東岩崎1番地1	委任者印（実印）
氏名又は 商号名称及び代表者名	東金 太郎 (持分1/2)	
電話番号	0475-50-1208	太郎 実印

※共有者分

住所又は所在地	東金市東岩崎1番地1	委任者印（実印）
氏名又は 商号名称及び代表者名	東金 花子 (持分1/2)	
電話番号	0475-50-1208	花子 実印

◆共有者が委任者を兼ねる場合（持分割合を明記してください。）

※共有で申請した場合で、東金 太郎が東金 花子の代理人となる場合。

申請者 東金 太郎（持分 1 / 2）

共有者 東金 花子（持分 1 / 2）

委任者

住所又は所在地	東金市東岩崎 1 番地 1	委任者印（実印）
氏名又は 商号名称及び代表者名	東金 花子（持分 1 / 2）	
電話番号	0475-50-1208	花子 実印

代理人

住所	東金市東岩崎 1 番地 1	代理人印
氏名	東金 太郎	
電話番号	0475-50-1208	太郎 印

実印または認印。入札書の代理人欄の印と合わせてください。

入札書

令和8年3月4日

(あて先) 東金市長

入札者 住所又は所在地
氏名又は商号名称
及び代表者名

入札者、代理人の記入方法については
次ページの記入方法を参照の上、記入
してください。

実印

代理人 住所又は所在地
氏名又は商号名称
及び代表者名

印

地方自治法、地方自治法施行令及び東金市財務規則を遵守し、入札及び契約に関する事項を承認のうえ、下記の金額をもって入札します。

記

入札物件所在地	東金市家徳字中南80番61									
---------	---------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

入札金額			¥	○	○	○	○	○	○	○
------	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---

注

1. 入札者は、実印を押印すること。

ただし、代理人が入札するときは、入札者欄に申込人（委任者）の事項を記入（押印は不要）し、代理人欄に代理人の事項を記入のうえ、委任状に押印した代理人の印鑑を押印すること。

2. 金額の数字は算用数字を用い、頭に「¥」の記号を記入すること。

入札書の入札者及び代理人の記載例

◆単独による入札の場合

(1) 本人（個人）が入札

入札者 住所 東金市東岩崎 1 番地 1
氏名 東金 太郎 印
代理人 住所
氏名

(2) 本人（法人）が入札

入札者 住所 東金市東岩崎 1 番地 1
氏名 ○○株式会社
代理人 住所
氏名 代表取締役 東金 太郎 印

(3) 代理人が入札

入札者 住所 東金市東岩崎 1 番地 1
氏名 東金 太郎
代理人 住所 東金市東岩崎 1 番地 2
氏名 東金 一郎 印（委任状に押した印）

◆共有で入札する場合（持分割合を明記してください。）

(1) 本人（共有者全員）が入札

入札者 住所 東金市東岩崎 1 番地 1
氏名 東金 太郎 持分 1 / 2 印
東金市東岩崎 1 番地 1
東金 花子 持分 1 / 2 印
代理人 住所
氏名

(2) 代理人が入札

入札者 住所 東金市東岩崎 1 番地 1
氏名 東金 太郎 持分 1 / 2
東金市東岩崎 1 番地 1
東金 花子 持分 1 / 2
代理人 住所 東金市東岩崎 1 番地 1
氏名 東金 一郎 印（委任状に押した印）

(3) 共有で内1人が代理人の入札（東金 太郎が東金 花子の代理人となる場合）

入札者 住所 東金市東岩崎 1 番地 1
氏名 東金 太郎 持分 1 / 2 印

東金市東岩崎1番地1
東金 花子 持分1/2
代理人 住所 東金市東岩崎1番地1
氏名 東金 太郎 印（委任状に押した印）

注 住所氏名は、正確（印鑑登録証明書記載のとおり）に記入してください。

省略したり、誤っていた場合は、入札が無効となる場合があります。